

2. 事業の目的と概要	
(1) 上位目標	パレスチナ西岸地区トバス県における環境保全型有機農業の実施による高品質オリーブオイル (EV オイル) の生産と女性の収入向上
(2) 事業の必要性 (背景)	<p>2000 年 9 月に始まった第二次インティファダ以降、イスラエル占領下での経済封鎖や検問所の設置等により、パレスチナ人の生活は打撃を受けてきた。約 10 万人のイスラエルへの出稼ぎ者が失業したため、農村部での農業の重要性が増した一方で、パレスチナの農産物は、収穫量や農作物加工品の品質の低さ、マーケティングの課題を抱えており、自助努力による解決は困難な状態にある。</p> <p>対象事業地のトバスは、ヨルダン川西岸の北東部の農村地帯で、農業収入に依存する世帯が約 80%にのぼる。同県北西部では、古来オリーブが栽培されているが、水不足や害虫のオリーブミバエ (ミバエ) による被害により、品質や収量が低下する問題を抱えている。また、トバスでは、域内外市場向けに野菜が大規模栽培されているが、化学農薬の大量投入による、人体への影響や環境汚染問題が深刻化している。</p> <p>これらの状況を踏まえ、本事業では、当会の環境保全型有機農法 (PC 農法) の普及と連動させた収入創出・貧困削減対策の知見を最大限に活かし、農業生産性と農業製品の品質向上および農家の貧困削減を図ってきた。申請事業は以下に焦点を置く。</p> <p><b>a) オリーブ害虫対策の構築</b> 有効なミバエ対策の確立には、科学的かつ地域的な取組みが必要なため、第 2 フェーズでは、国際専門家と協力のうえ、ミバエ発生個体数のモニタリングと連動した害虫対策の実施とトバスでの地域的な害虫対策体制づくりに取り組んでいる。第 3 フェーズでは、害虫対策の効率と経済性を改良することが必要である。また、パレスチナ人裨益者を地域的な害虫対策に積極関与させ、事業を通じて得た知見を普及させ、害虫への対策意識をより定着させる。</p> <p><b>b) 有機農業 (PC 農法) の導入</b> 本事業を通じて有機農業の促進をはかってきたが、第 2 フェーズでは、女性による新たな組合結成を鑑み、リーダー格女性の人材育成を実施している。また、各裨益者が農業技師の指導のもとで有機栽培を実践し、収穫物を用いて加工品を製造・販売して、収入創出につなげている。申請事業においては、裨益者女性による組合登録申請を支援し、自立的発展を補助する必要がある。伝統的に女性の地位が低いパレスチナ社会において、女性の社会活動を促し、収入創出能力を高めることにより、地位向上をはかる意義は大きい。</p>
(3) 事業内容	<p>本事業は 3 カ年事業であり、申請事業は最終年に該当する。対象事業地は、トバス県内の隣接する六村 (トバス、アッカーバ、アルファアラ、タヤシール、アルアカバ、タムーン) である。</p> <p><b>a) オリーブ害虫対策の構築</b> 第 2 フェーズでは、ギリシャ、イスラエル、パレスチナ及び日本人の 4 名の研究者の連携により、パレスチナとイスラエルの六ヶ所に設置した試験農場を使用して害虫対策法を改良し、これをトバスの農家農場でのエコトラップを用いた対策に応用するとともに、「聖の木農業組</p>

	<p>合」(以下、組合)の能力強化、および地域的害虫対策の基盤作りを行っている。フェーズ3では、より長期間にわたり取得されるデータの評価に基づき、対策方法を再改良する。また、対策費用の削減をめざし、手作りトラップの開発を行う。具体的実施内容は以下の通り：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① モニタリング結果を用いた対策改善を継続する。トバス地域での対策法の確立に焦点を置き、トバスおよびナブルスの2地域に限定してモニタリングを行う。これらの結果を、上記専門家が過去のデータや対策効果と併せて評価して改善対策案を提言し、これに基づき農家がエコトラップを用いた対策を行う。</li> <li>② 第2フェーズで設立された「トバス・ミバエ対策委員会(仮名)」を継続して開催し、トバス地域のオリーブ生産者が定期的に集まり、ミバエ対策について協議する体制づくりを行う。パレスチナ農業庁の農業技官なども積極参加させ、能力強化をはかる。</li> <li>③ 国際専門家の渡航時に、パレスチナ西岸又はイスラエルにて、近隣諸国のオリーブ生産者を巻き込んだワークショップを開催し、事業を通じて得られた知見や情報の広い共有を計る。</li> <li>④ 3カ年の事業を通じて得られた成果に基づき、オリーブ害虫対策を農家にも理解し易いパンフレット形式でマニュアル化し、パレスチナ農業庁や現地団体を通じてパレスチナの農家に広く配布する。パレスチナのNGO PCARDが中心となり、アラビア語で執筆・編集作業を実施する(英文対訳も作成する)。</li> <li>⑤ ミバエ対策費用のコストダウンを図るため、パレスチナ域内でも入手可能で、極力安価な材料を用いた手作りトラップを国際専門家と協力して開発し、効力の実証を行う。</li> </ol> <p><b>b) 有機農業(PC農法)の導入</b>  第2フェーズでは、6村から選定した25名のリーダー格の女性が、家庭菜園で有機農法を実践しているほか、裨益者に対して食品加工技術向上のためのトレーニングを実施し、収入創出につながる有機農業モデルづくりに努めている。また、将来の組合設立に向けた能力強化を実施している。具体的実施内容は以下の通り：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① フェーズ2で活動に従事している裨益者の評価、および必要に応じた一部裨益者の見直し。</li> <li>② 家庭菜園での有機栽培の継続。加工に適し、土地に合った野菜の苗等を配布し、農産品の加工・販売を実施する。日本人有機農業専門家や現地専門家が訪問技術指導を行い、女性の有機農業技術を高める。</li> <li>③ 加工食品の展示会などを通じて販売活動を強化し、域内外市場への販路拡大をはかる。また、新規性のある商品の開発なども行う。さらに、西岸内の都市等で販売スペースをレンタルして、加工品の販売体制の充実を図る。</li> <li>④ 家庭菜園にて高品質のタイムを栽培し、パレスチナの輸出会社のニューファーム・カンパニーを通じて、主に湾岸諸国に販売・輸出し、品質の安定化に取り組む。</li> <li>⑤ 日本人コミュニティ開発専門家、ジェンダー専門家およびESDCの組合専門家の指導を得て、組合の設立準備と申請を支援する。組合設立に必要なスキルにつき、トレーニングを適宜実施する。</li> </ol>
(4) 持続発展性	<p><b>a) オリーブ害虫対策の構築</b>  当事業の実施期間を通じて、組合員農家や農業庁の技官などを、モニタリング、対策実施などのプロセスに参加させることにより、能力強</p>

	<p>化を計り、組合が事業終了後も対策を講じることができるようにする。また、事業成果や有効な対策方法についてまとめた害虫対策マニュアルを出版し、域内のオリーブ農家等に広く配布して、組合員以外のオリーブ農家も自立的に対策を講じるように推進する。</p> <p><b>b) 有機農業（P C農法）の導入</b> トバス地域の裨益者以外の女性達にも指導できる能力を有するリーダー格の女性を育成し、これらの女性による新たな組合正式な発足を支援することにより、事業終了後も、地域での有機農業を通じた環境保護と女性の収入創出が自立的に発展するよう考慮している。</p>
<p>(5) 期待される成果と成果を測る指標</p>	<p><b>a) オリーブ害虫対策の構築</b></p> <p>成果①：裨益者である組合農家（29 世帯）が、大量捕獲による効率的なミバエ対策について、オリーブ害虫対策への参加を通じて実用的な知見を身につけ、地域のオリーブ栽培者にもこれを普及する。  （成果①を測る指標）：事業終了時に、組合員を対象に正しい害虫対策について理解度を評価するアンケートを実施し、自立的に対策を実施する能力があることを確認する。また、申請事業で作成する害虫対策マニュアルを、組合、農業庁 NGO などを通じて 2000 部以上配布し、地域のオリーブ農家にも知識を普及する。</p> <p>成果②：科学的根拠に基づいたトラップの利用により、効率的な防除対策が図られ、オリーブ生産量と品質の向上につながり、組合農家（29 世帯）が 10%程度収入を向上させる  （成果②を測る指標）トバスにおける各農場での比較により、対策を講じない場合と比較して、講じた場合に収入が 10%増加する。（ただし、被害は、豊作年と凶作年による影響や、異常気象にも大きく左右されるため、一概に成果を判断できない場合がある）</p> <p>成果③：裨益者と近隣国の専門家が、事業を通じて取得した知見を共有し、地域レベルでのミバエ対策の構築が進展する。  （成果③を測る指標）事業に携わった国際専門家などにより、事業の成果として得られた有用なミバエ対策の知見が、専門誌などを通じて国際的に共有される。</p> <p>成果④：日本人専門家が参画して、政治的に分断されたイスラエル・パレスチナの農家と研究者間をつないで事業が実施されることで事業関係者が地域の平和構築の基礎となる相互の信頼を醸成する。  （成果④を測る指標）当該事業に参画したイスラエル人とパレスチナ人に聞き取りを行い、結果を報告としてまとめる。</p> <p>間接裨益者として、事業対象地のトバス 6 村のオリーブ農家 930 世帯で、（トバス 280 世帯、アッカーバ 170 世帯、アルファーラ 120 世帯、タムーン 250 世帯、タヤシールおよびアルアカバ 110 世帯）4,650 人が想定される。</p> <p><b>b) 有機農業（P C農法）の導入</b></p> <p>成果①裨益者が、有機農法による防除方法の知識習得など、農業技術をさらに向上させ、地域への有機農法の普及をはかる。  （成果①を測る指標）適宜、農業技師によるテストを実施し、裨益者</p>

の理解度を確認する。また、栽培状況について各家庭菜園の評価を随時行い、技術レベルの確認・評価を行う。

成果②裨益者が、食品の加工技術（タイム乾燥技術を含む）を向上させ、高品質の加工食品を製造・販売する。新規商品の開発・販売についての経験を積み、販促活動などを自主的に行う。

（成果②を測る指標）販売先であるニューファーム・カンパニーが評価する品質のタイムを継続して販売する。品質については、裨益者の中から責任者を選出し、自主的な品質管理がおこなわれる。加工食品の販路が確保される。

成果③女性裨益者が加工食品販売を通じて、より多くの収入を得られるようになり、トバス地域において女性グループによる収入創出活動のモデルとなることを目指す。

（成果③を測る指標）裨益者自身やその家族が、各自の労働量に見合ったレベルの収入を得る（一日約5時間の食品加工作業に対しNIS60/人程度）。また、パレスチナ域内での女性活動の成功例として注目を受け、加工食品の品質について購入客から高い評価を受け、多くの引き合いを受けるとともに、大口の固定客を一件確保する。

間接裨益者は、地域の農業人口に効果が波及することを鑑み、1,290世帯6,450名と想定される。

成果④女性裨益者が、事業終了後も自立的に製造販売などの活動が継続できることができるよう、女性グループの体系化をはかる。

（成果④を測る指標）これまでの事業を通じた裨益者のパフォーマンスを総体的に評価して、組合員として相応しく、目的意識も明確な裨益者を最終選定し、パレスチナ暫定政府の労働庁への組合登録申請を完了させる。